

地震対策に

6月1日(火)から受付開始

我が家の健康診断をしませんか

市は、木造住宅を中心とする市内の建築物の耐震化を促進するため、次の耐震診断、補助制度を実施します。

各事業申込共通要件

○昭和56年5月31日以前に着工された建物

○市内にある建物所有者で市税を滞納していない人

木造住宅

耐震診断事業

事前に申し込みを行うと、市が派遣する「岐阜県木造住宅耐震相談士」による、耐震診断を受けることができます。

募集戸数 100戸(先着順)

申込要件 ○一戸建ての住宅(店舗等併用住宅は延べ面積の半分以上が住宅)であること ○在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法によるものであること

診断の内容 県に登録された相談士が訪問し、耐震診断を実施。後日、診断計算結果と補強のためのアドバイス(概算の補強工事費等)を説明する。

木造住宅耐震補強 工事費補助事業

平成16年度から、耐震診断を実施した木造住宅について、耐震補強工事を行った場合に工事費用の一部に補助をしています。

募集戸数 5戸

申込要件 ○所有者が実施する耐震補強工事(増築及び改修を伴うものを含む)であること

○過去に市の補助を受けて耐震診断を実施した住宅および木造住宅耐震診断事業で、耐震診断を受けた住宅であること ○評点が1・0未満とされた木造住宅で、補強後の評点が1・0以上となり、かつ診断結果の評点から0・3以上上がる補強工事であること ○評点が0・7未満とされた木造住宅で、補強後の評点が0・7以上となり、かつ診断結果の評点から0・3以上上がるとともに、次のいずれ

かに該当し、地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を併せて行う補強工事であること

・昭和45年12月31日以前に着工された住宅

・高齢者(今年度内に65歳に達している人)のみが居住する住宅

・障がい者等が居住する住宅

○岐阜県木造住宅耐震相談士が、設計および工事監理を行っている場合

補助金額

補助金の限度額(1戸当たり)

項目	内容
補強工事補助対象限度額	120万円
補助率	10分の7
補助金限度額	84万円

建築物

耐震診断事業

募集棟数 3棟

申込要件 ○木造住宅耐震診断事業の対象外の建築物 ○建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと ○長屋及び共同住宅などは、居住者の承諾を得ているもの

補助金額

補助金の限度額(1棟当たり)

項目	内容
耐震診断補助対象限度額	150万円
補助率	3分の2
補助金限度額	100万円



耐震診断の様子

※申し込みの要件等詳細は建築指導課に問い合わせてください。

申込・問合せ 建築指導課

税の優遇

耐震改修工事を行った場合、所得税および固定資産税について次のような減税制度が設けられています。

所得税の減税

次のいずれか少ない方の金額の10%(最大20万円まで)が所得税から控除されます。

○住宅耐震改修に要した費用

○住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用

○固定資産税の減税

以下の期間、固定資産税(1戸当たり120㎡分まで)が半額となります。

○平成22～24年に工事完了するもの(2年間)

○平成25～27年に工事完了するもの(1年間)

※詳しくは税務課に問い合わせてください。



問合せ 税務課